

第 3 4 号議案参考資料

議 案 名

桶川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

2 改正の内容

- (1) 小規模保育事業所 A 型における満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童及び満 4 歳以上の児童に対する保育士の配置の最低基準を引き上げる。
(第 2 9 条関係)
- (2) 小規模保育事業所 B 型における満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童及び満 4 歳以上の児童に対する保育従事者の配置の最低基準を引き上げる。
(第 3 1 条関係)
- (3) 保育所型事業所内保育事業所における満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童及び満 4 歳以上の児童に対する保育士の配置の最低基準を引き上げる。
(第 4 4 条関係)
- (4) 小規模型事業所内保育事業所における満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童及び満 4 歳以上の児童に対する保育従事者の配置の最低基準を引き上げる。
(第 4 7 条関係)

3 施行期日

公布の日